

令和8年3月19日
不動産・建設経済局建設業課

建設市場整備推進事業費補助金の募集開始及び オンライン説明会の開催について ～「地域の守り手」となる建設業のICT活用促進に向けて～

「地域の守り手」としての役割を担う建設業における、ICTを活用した発災時の応急復旧対応力の強化や建設現場における生産性向上を目的とする「建設市場整備推進事業費補助金」について、事業者(間接補助事業者)の募集を令和8年3月26日(木)から開始します。

事業者(間接補助事業者)の募集開始にあたり、下記のとおりオンラインによる事業概要説明会を開催しますので、当該補助金の活用を検討されている方は、以下をご確認の上、申し込みフォームからお申し込みください。

1. 事業概要説明会

日 時 : 令和8年3月26日(木)14時～15時

開催形式 : WEB会議

次 第 : ①事業概要(国土交通省不動産・建設経済局建設業課)
②募集要領等(執行団体:一般社団法人 全国建設業協会 事業部)
③質疑応答(登録フォームにより多く寄せられた事前質問への回答含む)

申し込みフォーム : <https://forms.office.com/r/Q1CRKb4HgP>

(申込期限:3月25日(水)18時迄)

※申し込みいただいたメール宛に、説明会前日までに会議 URL を送付します。

※視聴数に上限がございますので、上限に達した場合、参加は申込み先着順とさせていただきます。後日、録画については国土交通省 HP において公開予定です。

※オンライン説明会への参加は任意であり、補助金交付申請に係る条件とはして
おりません。

2. 事業概要及び募集要領等

別添をご参照ください。

<問い合わせ先>

不動産・建設経済局 建設業課 井上、一木、寺田(内線 24758)

TEL:(03)5253-8111 (代表)、(03)5253-8277 (直通)

【建設市場整備推進事業費補助金】

○ 事業内容

被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成します。

①補助対象事業者

建設業に係る団体、建設業者等

②補助対象経費(補助率)

1/2以内

○ 募集要領・申請様式等

公募の詳細や補助金交付申請に必要な手続・様式等については、本補助金の交付事務を行う執行団体である「一般社団法人全国建設業協会」のホームページをご確認下さい。

公募 WEB サイト : <https://www.zenken-net.or.jp/news/260316/>

※補助金申請書の受付開始は令和8年3月26日(木)から開始します。それ以前に提出された場合は受け付けることはできませんので、ご留意下さい。

○ 間接補助事業者募集スケジュール

令和8年3月26日(木)～令和8年5月1日(金)17時必着

○ 交付申請(応募)

募集要領「6.交付申請(応募)」をご参照下さい。

【送付先】 ict-hojokin2026@zenken-net.or.jp

【注意事項】 メール件名の先頭には【補助金交付申請 ○○協会(会社)】と記載してください。

○ 問合せ先(執行団体)

事務局 : 一般社団法人全国建設業協会 事業部

メールアドレス : ict-hojokin2026@zenken-net.or.jp

※メールでのお問合せの際は、件名(題名)に必ず「建設市場整備推進事業費補助金」を記載してください。

「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、**厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



災害時は、現地状況の把握や安全確保が難しい

災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査(R6.8国土交通省)
※グラフは災害対応の要請元ごとの建設業者からの回答数

事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① ICT機器の選定・購入

- ✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入
- ✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1/2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第 2 条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費
- 事業期間：令和 7 年度～

